

平成 25 年 10 月 24 日

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正について

国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室
市街地建築課市街地住宅整備室

平成 25 年 5 月 29 日に、建築物における耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 20 号。以下「改正法」という。）が公布されました。（別紙参照）

改正法により、不特定多数の方や避難弱者が利用する一定規模以上の建築物（要緊急安全確認大規模建築物）、地方公共団体が指定する避難路沿道の一定の建築物、都道府県が指定する防災拠点となる建築物について、耐震診断の結果の報告が義務付けられることとなります。

このうち要緊急安全確認大規模建築物の所有者の方の建築物の耐震診断の円滑な実施のため、下記の通り情報提供をさせていただきますので、貴団体におかれては、会員の皆様への周知のご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 政省令等の公布及び施行について

平成 25 年 5 月 29 日に公布された改正法の関係政省令が 10 月 9 日に公布され、改正法が 11 月 25 日に施行されることに正式決定しました。また、関係告示等についても追って公布される予定です。

これらの条文等については、次の国土交通省のホームページに掲載しておりますので、ご参照いただくようお願いいたします。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html

2. 法律の説明会の開催について

建築物の所有者向けの改正法の説明会を 12 月～1 月に全国 10 箇所で、一般社団法人建築性能基準推進協会の主催により開催する予定です。11 月 5 日（火）から、次のホームページにおいてご案内いたしますので、積極的にご参加いただくようお願いいたします。

一般社団法人建築性能基準推進協会ホームページ <http://www.seinokyo.jp/>

3. 耐震診断結果の報告の義務付けの対象の判断について

耐震診断結果の報告の義務付けの対象については、各所管行政庁（建築確認等を行う都道府県、比較的規模の大きい市又は特別区をいいます。）において、必要に応じて現地調査等を行いつつ精査した上で確定いたします。

既に、個々の建築物に対して情報提供や調査を行っている所管行政庁もありますが、所有されている特定の建築物が、耐震診断結果の報告の義務付けの対象となるか否か等について不明な場合は、それぞれの所管行政庁にお問い合わせいただくようお願いいたします。

4. 耐震診断を行わせる者の資格

耐震診断結果の報告の義務付けの対象となる建築物の耐震診断を行う場合には、改正法の施行後においては、耐震診断を行わせる者は建築士であって耐震診断に係る一定の講習を受けていることが必要ですのでご注意ください。

※ 講習については、これまで一般財団法人日本建築防災協会（耐震改修支援センター）が実施した木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震診断に係る講習についても改正法の施行日に認定する予定です。建築士がこの講習を受講しているか否かについては、当該講習の受講終了証の提示により確認することが可能です。なお、受講終了証がない場合であっても一般財団法人日本建築防災協会を受講が確認できる場合もありますので、同協会にお問い合わせ下さい。

一般財団法人日本建築防災協会のお問い合わせ先：FAX 03-5512-6455

また、改正法の施行前に実施した耐震診断については耐震診断実施者の資格要件はありません。

5. 耐震診断結果の報告の書類

耐震診断結果の報告の書類については、所管行政庁において必要な書類を付加する場合があります。例えば、所管行政庁によっては、第三者機関による耐震診断結果の判定書等を求められる場合がありますので、ご注意ください。耐震診断結果の報告に必要な書類の詳細については、所管行政庁にご確認いただくようお願いします。

6. 耐震診断・耐震改修に関する支援制度について

改正法により耐震診断の義務付け対象となる建築物に対しては、その所有者等が行う耐震診断・補強設計・耐震改修に係る負担軽減のため、緊急的・重点的な補助制度（耐震対策緊急促進事業）が創設されました。本事業は、平成27年度末までの時限措置（27年度末までに着手したものが対象）として制度化されたものですが、次の二つの場合に区分されますので、ご留意の上、ご対応ください。

① 地方公共団体において対象建築物への補助制度が整備されていない場合

国が単独で耐震診断、補強設計及び耐震改修への補助を行います。

耐震対策緊急促進事業実施支援室（国土交通省が公募で選定した法人）において申請を受け付けます。制度に関連する諸情報を提供するウェブサイトを開設しておりますのでご参照いただき、詳細は支援室にお問い合わせください。

耐震対策緊急促進事業実施支援室

<http://www.taishin-shien.jp/>

〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-5-3 日本橋西川ビル 9階

TEL 03-6214-5838 / FAX 03-6214-5798

② 地方公共団体において対象建築物への補助制度が整備されている場合

地方公共団体の補助制度に、国が追加的補助を行います。

各地方公共団体において、準備が整い次第、申請を受け付けます。詳細は、建築物の所在する各地方公共団体にお問い合わせください。

なお、地方公共団体に補助制度が整備されている場合（②の場合）は、地方公共団体の補助制度と国の追加的補助を併せて活用いただくことで、国が単独で補助を行う場合（①の場合）よりも補助率が高くなるよう措置されています。このため、対象となる建築物が所在する地方公共団体（市区町村及び都道府県）に対し、補助制度の有無やその要件を必ず事前にお問い合わせいただき、十分に情報収集してからご対応ください。

また、補助金の対象となるのは、補助金交付決定日以降に着手した事業に要する費用に限られ、既に着手あるいは完了している場合に、遡って補助対象とすることはできませんのでご注意ください。

連絡先

1～5について

国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室

名口、前田、石崎 Tel 代表 03-5253-8111

(内線 39-549,39-532, 39-561)

6について

国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室

高橋、長谷川、島田、真鍋 Tel 代表 03-5253-8111

(内線 39-678, 39-677, 39-663, 39-661)